

輪島市監査公表第 50 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年12月8日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年11月28日（金） 市立輪島病院

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○今年度より、新地方公営企業会計制度がスタートした。借入資本金の負債計上・会計基準の見直し・みなし償却制度の廃止などで、財務諸表上、負債が増額したように見受けられることとなるが、9月末現在の収益的収支は、入院収入 9.51%・外来収入 4.14%と増加の状況である。制度改正に伴い決算時まで、苦慮することも予想されるが、引きつづき新会計制度に沿った業務の執行をお願いする。また、人材（薬剤師）の不足については、条例改正などで対処している。この後、人員不足解消となるような結果を願う。今後においても、医師や看護師を含めサービス業である認識を持ち、人材育成に力を注ぎ、質の高いサービスの提供及び健全な経営に努められたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 患者負担未収金について

未収金については、きめ細かく整理し、回収に努めていることは、評価する。引きつづき、未収の方の状況を十分調査し、法的対応も念頭におき、未収金の縮小・新たな未収金発生防止に取り組まれたい。